

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び自動車税の特例措置の見直し等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとする。

(二) 不動産取得税

サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置等について、対象を絞り込むとともに、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち一定のノンステップバス若しくは一定のリフト付きバス又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

ウ 車両総重量等が一定の要件に該当する乗用車、バス又はトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

エ 車両総重量が十二トンを超える一定の乗用車又はバスのうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から

百七十五万円を控除する特例措置を講ずる。

(四) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置について、対象の重点化を行った上で適用期限を二年延長する。また、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、適用期限を二年延長する。

(五) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十九年四月一日